

令和6年度岡山県育英会奨学生の募集について

- 1 申請資格
要項参照
- 2 学校書類提出締切 5月8日(水)
- 3 提出書類
多数あり(要項参照)
- 4 校内担当者 田野

※ 詳細は奨学生募集要項を確認してください。

※ 願書が必要な方は生徒を通じて申し出てください。

高等学校等奨学生募集要項



奨学金種別と対象校

奨学金種別	対象校
○ 育英奨学金 (第1型)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校 ※中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部含む ・ 専修学校 (高等課程)
○ 修学奨学金 (第2型)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校 ※中等教育学校後期課程含む ・ 高等専門学校

◇ 専修学校高等課程は、一部取扱い校でない学校もあります。
(取扱い校については、学校にお問い合わせください。)

応募資格

- (1) 岡山県内に居住する世帯の生徒であること
- (2) 品行方正、学業成績優秀又は勉学意欲があること
- (3) 成業の見込みがあること

貸与月額

[無利子貸与]

区 分		通 学	貸 与 月 額
高等学校等	国 公 立	自 宅	18,000円
		自 宅 外	23,000円
	私 立	自 宅	30,000円
		自 宅 外	35,000円

貸与期間

令和6年4月から正規の最短修業年限

奨学金交付

毎年4回に分けて個人口座へ送金します。

第1回	第2回	第3回	第4回
7月下旬頃	8月8日	12月18日	2月8日
4月～6月分	7月～9月分	10月～12月分	1月～3月分

※金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。

他の奨学金との関係

次の奨学金制度の奨学生は、本会の奨学生になることはできません。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金
- (3) 岡山県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費
- (4) 公益財団法人岡山県私学振興財団
- (5) 岡山県高等学校貸付奨学金

☆ 申請時にこれらの奨学金制度と重複出願することは可能です。(併願可)
ただし、採用決定後いずれかを選択しなければなりません。(併給禁止)
奨学金を辞退する場合、学校を通じて速やかに報告する必要があります。

選 考 基 準

両方の申請資格を備えている場合、
両方出願は可能ですが、採用は
どちらか一方のみとなります。
(重複出願はできません。)

○ 育英奨学金 (第1型)

(1) 学力について

中学校最終学年の学習成績の評定平均値が5段階評定で3.2以上であること

高等学校の学習成績の場合は、出願時までの評定平均値が5段階評定3.2以上であること

(2) 家計について 《保護者(父母)のみ》

父母又はこれに代わって家計を支えている者の年間収入額から所得金額を算出し、その合計金額から諸々の控除額を差し引いた金額が、本会が定める世帯人数別の収入基準額より下回ること

収入限度額の例：4人世帯(収入源一人の場合)

区 分	収入限度額(年収・税込)
給 与 所 得 者	665万円以下
給 与 以 外 の 所 得 者	291万円以下

※収入限度額は一応の目安であり、各家庭状況により異なります。

○ 修学奨学金 (第2型)

(1) 学力について

勉学意欲があること

(2) 家計について 《世帯全員分(就学者は除く)》

生活保護法による保護を受けている世帯

市町村民税を非課税、又は減免されている世帯

世帯の全収入額が概ね生活保護基準額の1.5倍以下である※下記表参照

収入基準額の例(世帯の全収入額)

区 分	2人世帯	3人世帯	4人世帯	
給 与 所 得 者	岡山市・倉敷市	354万円	386万円	450万円
	その他市町村	304~329万円	328~357万円	380~415万円
給 与 以 外 の 所 得 者	岡山市・倉敷市	230万円	255万円	306万円
	その他市町村	195~212万円	211~232万円	250~278万円

※収入基準額は目安であり、居住する市町村・家族構成等により異なります。

※世帯の全収入額には、パート・アルバイト・年金等の収入も含めます。

◎収入限度額・収入基準額は次の額と参照比較

「給与所得者」は源泉徴収票の支払金額と。

「給与以外の所得者」は確定申告書の所得金額と。

◇ 申請資格を備えていても応募状況により採用されないことがあります。

提 出 期 限

令和6年5月初旬 [学校が指定する期日]

採 用 決 定 通 知

令和6年6月末頃までに各学校長あてに通知

採 用 決 定 後

奨学生決定証を交付します。奨学生に決定後、誓約書の提出が必要です。

- ☆ 「誓約書」には、本人・連帯保証人とは別に保証人が必要となります。保証人は、連帯保証人とは別生計で、貸与終了予定時に65歳未満の方となります。(保証人の条件については相談に応じます。)
- ※保証人の選定ができない場合は、奨学金を受けることができなくなります。